

3 豊教生ス第 17 - 2 号
令和 3 年 5 月 26 日

豊前市監査委員 初山 吉治 様
豊前市監査委員 岡本 清靖 様

豊前市教育長 中島 孝博
(生涯学習課)

定期監査等の結果について(回答)

令和 3 年 3 月に実施されました定期監査等においてご指摘いただきました事項について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 業務委託の自動更新契約について

各種契約において、「期間が満了する 1 箇月前までに、甲乙いずれからも契約終了の申し出がない場合、期間満了日の翌日から一年間これを延長するものとし、その後もまた同様とする。」という自動更新契約が見受けられた。

地方自治法第 232 条の 3 では「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、後年度予算の裏付けのない契約において、いわゆる自動更新条項を設けることはできないこととなっている。

契約においては、債務負担行為の要否及び長期継続契約の可否について関係課と協議し、契約の主旨を十分に精査のうえ契約事務にあたられたい。

【措置内容】

各種契約内容の確認及び見直しを行うとともに、債務負担行為及び長期継続契約については、関係課と協議のうえ、適切に実施します。

2. 市民プールの管理及び運営について

プール事故は、死亡等の重大事故につながりかねない。前例踏襲ではなく各省庁から発出される指針等を確認のうえプールの管理及び運営を行われたい。特に管理責任者は安全及び衛生に関する講習会等を受講又は資格を取得するなど、プールの安全確保に努められたい。

【措置内容】

各種講習会の日程を確認し、プール管理責任者講習等を受講するなど安全確保に努め、プールの管理及び運営を行います。